

農林土木 ICT 活用工事（作業土工（床掘））試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、徳島県農林水産部及び各総合県民局農林水産部が発注する工事において、ICT活用工事（作業土工（床掘））を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事，対象工種）

第2条 ICT活用工事（作業土工（床掘））は、農林土木工事におけるICT活用工事のうち、作業土工（床掘）を含む発注工事を対象とする。

なお、農林土木工事におけるICT活用工事における関連施工工種とするため、ICT活用工事（作業土工（床掘））単独での発注および単独での実施は行わない。

（ICT活用工事）

第3条 ICT活用工事（作業土工（床掘））とは、以下に示す施工プロセスの各段階において、ICT施工技術を活用する工事である。ICT活用工事（作業土工（床掘））はICT活用工事の関連施工工種として実施することとする。

- (1) 3次元起工測量
 - (2) 3次元設計データ作成
 - (3) ICT建設機械による施工
 - (4) 3次元出来形管理等の施工管理
- ICT活用工事（作業土工（床掘））は対象外
- (5) 3次元データの納品

（発注）

第4条 ICT活用工事（作業土工（床掘））の発注は、農林土木工事におけるICT活用工事の関連施工種のため、農林土木工事におけるICT活用工事試行要領による。

（ICT活用工事の実施手続）

第5条 受注者は、ICT活用工事（作業土工（床掘））を行う希望がある場合、契約後、発注者へ「ICT活用工事計画書」及び「ICT活用工事施工予定体制」を提出し協議を行い、協議が整った場合に下記第6条～第10条によりICT活用工事を行うことができるものとする。

（ICT施工技術の具体的な内容）

第6条 ICT施工技術の具体的な内容については、次の(1)～(5)及び表-1によるものとする。

(1) 3次元起工測量

受注者は、起工測量において、下記ア～クのいずれか又は複数の方法により3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。

但し、ICT活用工事の起工測量データ等を活用することができる。

- ア 空中写真測量（無人航空機）による起工測量
- イ 地上型レーザースキャナーによる起工測量
- ウ TS等光波方式を用いた起工測量
- エ TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- オ RTK-GNSSを用いた起工測量
- カ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- キ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- ク その他の3次元計測技術による起工測量

(2) 3次元設計データ作成

受注者は、設計図書や(1)で得られたデータを用いて、作業土工（床掘）を行うための3次元設計データを作成する。

(3) ICT建設機械による施工

(2)で得られた3次元設計データを用い、下記ア～イに示すICT建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。

- ア 3次元マシンコントロール（バックホウ）技術
- イ 3次元マシンガイダンス（バックホウ）技術

(4) 3次元出来形管理等の施工管理

ICT（作業土工（床掘））は対象外

(5) 3次元データの納品

受注者は、(2)による3次設計データを、工事完成図書として納品するものとする。電子納品は、徳島県CALIS/ECホームページの「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木工事編】」により作成するものとする。

（ICT機器類の調達等）

第7条 農林土木工事におけるICT活用工事の関連施工工種とするため、農林土木工事におけるICT活用工事試行要領による。

（監督・検査）

第8条 農林土木工事ICT活用工事（作業土工（床掘））を実施した場合の対象工種の監督・検査は、表-1「ICT作業土工（床掘）関連要領等一覧」により行うものとする。

表-1 ICT作業土工（床掘） 関連要領等一覧

1	情報化施工技術の活用ガイドライン
2	森林整備保全事業ICT活用工事（作業土工（床掘））試行実施要領
3	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編
4	無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領
5	公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準
6	徳島県UAV庁内運用指針
7	UAVを用いた公共測量マニュアル(案)
8	地上型レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル(案)

(設計変更)

第9条 農林土木工事におけるICT活用工事の関連施工工種とするため、農林土木工事におけるICT活用工事試行要領による。

(アンケート調査等)

第10条 農林土木工事におけるICT活用工事の関連施工工種とするため、農林土木工事におけるICT活用工事試行要領による。

(その他)

第11条 本要領に疑義を生じた場合又は記載のない事項については、監督員と協議するものとする。

附則

この要領は、令和4年10月15日から施行する。